

令和2年度 新たな取り組み説明資料に関する質問(入契制度関係)

	質 問 事 項	回 答
1	資料「入札契約制度に係る取り組みについて」のP20の【評価基準】の工程計画見直し後の評価(配点0点)の評価基準の以下の文言は、「~していない場合」の表現に変えた方が良いと思います。 ・準備工、後片付け、ICTないしCIM対象工事においてその当該期間を記載すること	赤書きのとおり表現を修正します。 ・準備工、後片付け、ICTないしCIM対象工事においてその当該期間(例:測量や納品物作成期間)が記載されていない場合。
2	今回オーバースペックの見直しは無いのでしょうか。ある場合は、再度見直し箇所の説明会は実施されるのでしょうか。	現在HPに掲載中のH31.4の内容を見直す予定はございません。なお、見直しを行う場合は、HPによりお知らせします。
3		
4		
5		
6		

令和2年度 新たな取り組み説明資料に関する質問(働き方改革・ICT・CIM)

	質 問 事 項	回 答
1	資料「働き方改革・ICT・CIMに係る取り組みについて」P-3の品質確保調整会議(工事)の概要に示される参加者についてですが、発注者支援業務を受注している弊社の担当技術者が、情報共有のためオブザーバーとして出席させて頂くことは可能でしょうか？	該当工事の関係者と判断しておりますので、問題ありません。
2	休日確保評価型試行工事について、その対象工事は事情により工期延伸が不可能な工事とありますが、発注者都合(予算都合など)は含まれますか。	個別の事情は、受注後に協議願います。
3	休日確保評価型試行工事について、契約約款21条は適用される条件となった場合はどうなるのでしょうか。	個別の事情は、受注後に協議願います。
4	休日確保評価型試行工事について、労務費補正を、港湾5種でも交代制導入により休日確保した場合は認めてもらえるのでしょうか。	港湾5種は、現時点では対象外です。
5	発注者からの提示される工程表について、開示できる文書と考えますが、請求した場合に開示されますか。	請求書の審査を経て、可否を判断します。
6		